

商工フェア in 新潟出演者・出展者紹介!

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
14年8月25日

出演者



雲雀竹延(竹山波津輕三味線)



渡辺克子社中(新潟の民謡と踊り)



西内野吹奏楽団



コシヒカリBand
25th記念アルバム

● 藤沢みなこ(演歌歌手)

● 内野町商店街一番街(総踊り)

● 黒埼太鼓

● バルーン・アート

出店者

● 平和コーナー ● 大江山おたのしみ店

● ぼっぼ焼き ● 高麗物産(キムチ販売)

● 石山支部(イカ焼き) ● 韓国食品(キムチ、韓国のみ)

● 綿あめ ● やきとり武蔵屋 ● 大山台 ● ミシンの友愛 ● 農民連

● 内野支部(療術など) ● HINDEE

(Tシャツ、かすうどん) ● コシヒカリ

バンド(バンドCD) ● 筑波寿司店 ● 黒

井石材店 ● 料飲支部(生ビール) ● 燻製

屋よっちゃん(燻製実演販売) ● アロマ

スイーツ(お菓子販売)

※若干数の出店を募集しています。

※大抽選会の景品用に不用品・商品カンパのご協力をお願いします。

お問い合わせ商工フェア実行委員会まで。

原水爆禁止世界大会・国際フォーラムに参加

8月の予定
8月28日(木) 午後1時30分 6時30分
税金相談員学習会(消費税対策) 民商会館

八月四日から八月六日まで広島で原水爆禁止二〇一四年世界大会が行われました。今回は、新入事務局の長谷川が新潟民商の代表で参加しました。新潟県からの参加は、総勢五一名となりました。

私が参加した分科会「国際フォーラム」についての報告をします。このフォーラムには外国政府の代表が出席し、各国の意見を聞くことができます。

オーストリア政府代表の大使は、核兵器のリスクは常にありゼロにはできないこと。また、日本以外の国では、核兵器使用による被爆や環境への影響についての認識が低いと述べました。

また、日本の活動報告もありました。署名を集める際に次のような質問をしているそうです「二七一对七この数字は何でしょう？」答えは、核軍縮の決議の賛成と反対の国の数です。以前は賛成がほとんどなかったようですが、現在は圧倒的に賛成が多いのです。

このように、外国政府の核兵器について考えが変ってきているのは、被爆国である日本が運動を続け、世界に核兵器廃絶を訴え続けているからだと思えます。大会に参加した私は、貴重な体験をし、成長して帰ってくる事が出来ました。今回は、参加させていただき本当にありがとうございました。



税金滞納交流会と債権管理課の今

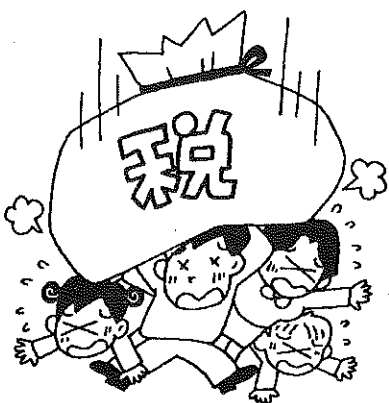
八月七日、民商では税金滞納問題の交流会を開催し、六名が参加しました。

新潟市債権管理課では先月から「一年以上相談や納付の無い市民」を対象に差押えを開始しています。住宅や店舗、給料などを唐突に差押えしており、差押えをした後の市民の生活や営業がどうなるのかを全く考えない横暴を、当然の事として行ってきています。

窓口対応は相変わらず

新潟民商ではこれまで何度も債権管理課交渉を行い、その度に徴収法の取扱要綱に則った窓口対応―納税者の個別的、具体的実情に即応した適性妥当な徴収方法を講ずる事が必要である―を一貫して求めてきました。新潟税務署では納税の猶予や換価の猶予も視野に入れた対応をしていますが、市の窓口では未だに到底納めることのできない金額を提示し、それが出来ないなら差押えだと、逆に納税の意欲を奪うような脅迫・恐喝まがいの対応が横行しています。

現在民商には、銀行融資の担保になっていた店舗を勝手に差押えられたことで銀行とのいざこざが発生した事例や、何度も相談に行っていたのに「課の指定する金額以上での納付しか認めない」と言われて、まともな相談にならなかったにも関わらず差押えを実行された事例など、続々と相談が寄せられてきています。



完納後にも諦めず交渉を

交流会には本税を完納し終わった方も参加していました。そうした、本税や保険料を完納した方々は続いて延滞金の減免を求めて闘っています。市税や国保料の延滞金はサラ金並と言われる様に決して低いものではありません。これについても減免を勝ち取るため、民商では集団での申請を行っていく予定です。

延滞金の減免や、滞納処分停止は法律に定められた権利です。かといって書類を出せばすぐに許可が下りて解決する問題ではなく、長い運動、長い闘いになっていきます。しかしそこで諦めずに続けることが重要です。

南区・東区で税務調査、役員が奮闘中

7月下旬、農業・不動産の仕事をしている会員さんに税務調査が入りました。役員さん1名、事務局2名の計3名での立ち会いです。いつもの通り立ち会い拒否から入りましたが、何とか調査を開始しており、現在は税務署員が必要な書類を写しているところです。これから本格的に調査に入りますが、会員さんの都合で稲刈の前に終わらせたいところです。守るべきところはしっかり主張し、かつ早めに終わるように進めていきます。

重箱のストロキを突くような働きが重要

東区の業者の場合は、あまり売上については確認が行われず雑収入のチェック、新たに取締役就任した際取締役議事録の保存、保険契約についての確認などがありません。今回の調査は、売上以外のところで細かく行われました。

うれし〜い！医療費の減免・実現！

「やっぱり民商で相談・申請して良かった」

万代支部の飲食店のOさんは病氣入院し、一人でお店を切り盛りしていた奥さんまでもが過労も重なり入院となりました。同じ病院に二人が同時に入院してしまうという事態になり、お互いの健康の心配から商売の心配さらに借入金返済の心配まで悩みは尽きません。

退院後、奥さんが「商工新聞」の切り抜き「医療費の減免申請」の記事を持って民商に相談にきました。国保の減免制度は国民健康保険法第44条にあります。が、「特別の事情」のある時に一部負担金の減免があることとされているだけで現実は大変ハードルが高く、ほとんどの人は免除決定に至っていません。

Oさん奥さんは、事務局と保険年金課の窓口で「特別の事情」の訴えで頑張りました。高額医療費二人分の一人の3万5400円が還付になることを知り、早速手続き、本来数か月かかる還付が一週間後には戻ってきました。「これだけでも来た甲斐あったわ」と大喜び。その後、二人に「一部負担金免除通知書」が届き喜び合いました。退院後の医療費は治療の関係で高額です。「おふたりの3か月分（7〜9月診療分）の医療費が免除になります・・・」の手紙も添えられました。Oさん夫妻は、「この制度を困っている人にぜひ知らせたい、民商に入って一緒に交渉すべきですね」と語っています。